

香川県警察防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 香川県警察防犯カメラ設置促進事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 市又は町（以下「市町」という。）及び地域の防犯活動に取り組む自治会等の住民団体（以下「自治会等」という。）が防犯カメラを設置するために要した経費に対して補助金を交付することにより、防犯カメラの設置促進を図り、地域住民の身近で起きる犯罪や地域住民が不安に感じる事案の発生を抑止することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を満たした事業とする。

- (1) 香川県内に新たに防犯カメラを設置する事業であること。
- (2) 地域住民の身近で起きる犯罪（侵入窃盗、乗り物盗、車上ねらい等）や地域住民が不安に感じる事案（子ども・女性に対する声かけ事案等）の発生を抑止する目的で設置されるものであること。
- (3) 特定の場所に継続的に設置して、道路、公園等不特定多数の者が利用する場所を撮影し、録画機能を有するものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の申請をすることができる者は、次に掲げる要件を満たした市町及び自治会等とする。

- (1) 防犯カメラを設置することについて、設置場所の所有者等の同意（当該設置場所が道路等の公共施設である場合は、当該公共施設の管理者の同意）を得ること。
- (2) 防犯カメラを設置することについて、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令に基づく許可等が必要な場合には、当該許可等を受けること。
- (3) 申請者が自治会等の場合、申請に係る防犯カメラの設置について市町の同意を得ること。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、防犯カメラ（録画装置及び付属品を含む。）及び防犯カメラの設置を示すプレートを購入並びにこれらの設置に要する費用とし、維持管理費や地代及び占用料は含まない。

- (2) 補助率は、申請者が市町の場合は補助対象経費の1／2以内、自治会等の場合は補助対象経費の2／3以内とし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- (3) 補助金の上限は、補助対象事業を行う1つの団体ごとに、市町は100万円、自治会等は20万円とする。ただし、他の交付金や助成金等（以下「助成金等」という。）を受ける場合には、本補助金に助成金等を加えた額が補助対象経費を超えないものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、警察本部長（以下「本部長」という。）に、その指定する期日までに申請しなければならない。

（補助金交付決定）

第7条 本部長は、前条の申請書の提出を受けたときは、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 本部長は、補助金の交付決定をするときは、申請者に対して次に掲げる事項を補助金の交付の条件として付するものとする。

- (1) 県が定めた防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づき、次の事項を盛り込んだ設置・運用要領を定めること。
 - ア 設置目的
 - イ 設置場所、設置台数、撮影範囲及び設置の表示
 - ウ 管理責任者等の指定
 - エ 保管場所、保存期間等の画像の管理
 - オ 画像の利用及び提供の制限
 - カ 保守点検
 - キ 問い合わせ、苦情等への対応
- (2) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラを設置している旨及び当該防犯カメラの設置団体の名称を記載したプレート等を設置し、周知を図ること。
- (3) 補助対象事業の内容及び経費の変更（軽微な内容の変更を除く。）、中止又は廃止をする場合には、本部長の承認を受けること。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに本部長に報告してその指示を受けること。
- (5) 本部長の求めに応じて補助対象事業に係る報告を行い、又は当該補助対象事業に係る施設、帳簿書類その他の物件の検査を受けなければならないこと。

- (6) 補助対象事業により取得した財産は、管理責任者が適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的な運用を図ること。
- (7) 補助対象事業により取得した財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に本部長の承認を受けること。
- (8) 前号の規定により本部長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させる場合があること。
- (9) 防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行い、異常が認められる場合は、必要な措置をとること。

（変更等の承認申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた者が、前条第3号の補助対象事業の変更、中止又は廃止をする場合、補助対象事業（変更・中止・廃止）承認申請書（別記様式第4号）に関係書類を添えて、本部長に申請しなければならない。

（変更等の審査結果通知）

第10条 本部長は、前条の申請書の提出を受けたときは、必要に応じて現地調査を行うなど、申請内容を審査した上、承認又は不承認を決定するものとする。

- 2 本部長は、前項の決定をしたときは、審査結果通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（事情変更による交付決定の取消し）

第11条 本部長は、補助金の交付決定した後に、事情変更等により特に必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 本部長は、前項の決定をしたときは、補助金交付決定取消・条件変更通知書（別記様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（状況報告）

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、本部長から補助対象事業の遂行の状況について報告を求められたときは、速やかに状況を報告し、指示を受けなければならないものとする。

（実績報告）

第13条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（別記様式第7号）に関係書類を添えて、本部長に提出しなければならない。

(確認)

第14条 本部長は、前条の規定により報告書を受領したときは、設置された防犯カメラが補助対象事業の条件を満たしているか否か確認を行うものとする。

(補助金の額の確定通知)

第15条 本部長は、前条の規定により確認をした結果、設置された防犯カメラが補助対象事業の条件を満たしているときは、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金交付請求書（別記様式第9号）により本部長に補助金の交付を請求するものとする。

(情報の提供)

第17条 補助対象事業を実施した者は、警察が行う犯罪捜査等のため、補助対象事業に係る防犯カメラの画像の利用が必要な場合は、画像の提供など、警察活動等に協力するものとする。

2 補助対象に係る防犯カメラの適切な管理・運用のため、警察との間において管理者等についての情報を共有するものとする。

(その他)

第18条 補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。